

出生届に関するご案内

《必要書類》

- ①出生届書 2 部
- ②出生登録証明書(Acta de Nacimiento)原本 2 部
- ③出生登録証明書(Acta de Nacimiento)の日本語訳 2 部（翻訳者の氏名を明記）
- ④医師からの出生証明書 2 部（生まれた時間、出生場所を記載）
- ⑤医師からの出生証明書の日本語訳 2 部（翻訳者の氏名を明記）

※出生登録証明書(Acta de Nacimiento)に出生時間と出生場所(詳しい番地まで)が記載されていれば、④医師からの出生証明書、⑤医師からの出生証明書の日本語訳は不要です。

※出生登録証明書(Acta de Nacimiento)に出生時間の記載があり、出生場所として病院名のみが記載されている場合は、病院の住所を記載した書類(電話帳のコピー等)を添付すれば、④医師からの出生証明書、⑤医師からの出生証明書の日本語訳は不要です。

※翻訳の形式は自由です。大使館では抄訳のフォームをご用意しておりますので必要な方はお申し出下さい。

※上記は一般的な必要書類です。個々のケースによりましては、他の書類が必要になることもありますので、予めご了承下さい。

《その他参考書類：可能であればお持ち下さい。》

- ⑥日本人父または母の外国人登録証明書(Permiso de Residencia)、身分証明書(Cedula)
- ⑦日本人父または母の戸籍謄(抄)本 1 部（データの確認のみですので写しでも可）
- ⑧届出人の印鑑

《届出人》

- ・原則的には父または母が届出人となり、届出書に署名します。
- ・届出書類を大使館窓口に持参されるのはどなたでも構いませんが、書類に訂正がある場合は、届出人が訂正しなければなりませんので、できるだけ届出人ご本人が書類をご持参になることをお勧めします。

《届出期限：誕生日を含めて 3 ヶ月以内》

誕生日を含めて 3 ヶ月以内に届出をしなければ、誕生日に遡って日本の国籍を失うことになりますのでご注意ください。

ご質問がありましたら下記までお問い合わせ下さい。

在ドミニカ共和国日本国大使館 領事部

Tel:809-567-3365 Fax: 809-566-8013

開館時間：午前 8 時 45 分～午後 1 時、午後 2 時～5 時半（祭日を除く月～金）